

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。（認定調査への協力）

第1条 甲は、浜松市内に災害が発生した場合について、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、浜松市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の旅費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、乙の会員は、甲の要請により当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。調査終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（浜松市の条例、規則を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年12月17日

浜松市中区元城町103番地の2

甲

浜松市長

鈴木 亮、友



静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

乙

静岡県土地家屋調査士会

会長 木村保成

